

平成29年4月18日（火）
佐々木 さやか 議員（公明）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

1 問 修習給付金制度創設の趣旨及び背景について、法務当局に問う。

〔制度の概要〕

- ・ 本法案は、平成29年度以降に採用予定の司法修習生に対して修習給付金を支給する制度を創設すること等（注）を内容とするもの。

（注）本法案については、修習給付金を支給する制度の創設のほか、司法修習の確実な履行を担保するための司法修習生の懲戒に関する規定の整備等を内容としている。

〔法曹志望者の大幅な減少等〕

- ・ 近年、法曹志望者が大幅に減少しており（注）、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためにも法曹志望者の確保は喫緊の課題。

（注）法科大学院志願者数は、平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人に減少している。

- ・ 一昨年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するとされたほか、昨年6月の骨太の方針においても「法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する」ことがうたわれたところ。
- ・ これを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、修習給付金制度を創設することとしたもの。

平成29年4月18日（火）
佐々木 さやか 議員（公明）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

2問 修習給付金と給費制下における給費の性格や金額の違いについて、法務当局に問う。

〔性格の違い〕

- ・ 給費制下の司法修習生については、平成16年改正前の裁判所法第67条第2項において、「国庫から一定額の給与を受ける。」とされており、法律上、給与としての支給がされていたところ。
- ・ 他方、本法案は、平成29年度以降に採用予定の司法修習生に対し、修習に専念できる環境を整備する観点から修習給付金を支給する制度を創設するとともに、貸与制については貸与額を見直した上でこれと併存させること等を内容とするものであり、修習給付金は、給与として支給されるものではない。

〔金額の違い〕

- ・ 司法修習生に対して支給される金額についても、給費制下においては、月額20万4200円の給与に加え、通勤手当、期末手当等の諸手当が支給されていたのに対し、本法案で創設される修習給付金は、司法修習生に一律に支給される月額13万5000円の基本給付金のほか、住居給付金及び移転給付金から構成されるものであり、通勤手当、期末手当等の諸手当は支給されない（注）。

〔まとめ〕

- ・ 以上のとおり、今回の修習給付金制度は、かつての給費制に復活するものではなく、貸与制度と併存する形で新たな給付金制度を創設するものである。

(注) 修習給付金の税務上の性格は雑所得であり，給与所得とされていた給費制下の給与とは，税務上の取扱いについてもその性格を異にするものである。

(参照条文)

○旧裁判所法（平成16年法律第163号による改正前のもの）

第67条（略）

2 司法修習生は，その修習期間中，国庫から一定額の給与を受ける。

(参考資料)「司法修習生に対する支給等一覧」

司法修習生に対する支給等一覧

現行（貸与制）		旧（給費制）		
	65期～	～現行64期 新60～64期		
	貸与金（基本額） 月 23万円	給与（本俸） 月 20万4200円		
修習開始				
	転居あり	転居なし	転居あり	転居なし
旅費（居住地 → 実務修習地） ※ 修習初日のみ	支給	支給 ※	支給	支給 ※
移転料*（居住地 → 実務修習地） * 引越代相当額（以下同じ）	支給	—	不支給	—
〈67期（平成25年11月）から支給開始〉				
分野別・選択型実務修習中				
通所費（自宅 ↔ 修習場所）	不支給		支給（通勤手当）	
家賃			支給（住居手当）	
社会保険	国民健康保険等		裁判所共済組合	
集合修習への移動				
旅費（実務修習地 → 和光市）	支給		支給	
移転料（実務修習地 → 和光市）	—		—	
集合修習中				
通所費（自宅 ↔ 司法研修所）	不支給		支給（通勤手当）	
家賃・寮費			支給（住居手当）	
社会保険	国民健康保険等		裁判所共済組合	
日額旅費	不支給		支給	
他の移動関係				
A班の集合修習から実務修習地の旅費 （集合修習 → 選択型実務修習）	支給		支給	
B班の集合修習から実務修習地の旅費 （集合修習・二回試験 → 修習終了）	—		支給	

（給与額は新64期のものを記載した。）

平成29年4月18日（火）
佐々木 さやか 議員（公明）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

3問 法曹有資格者の活動領域の拡大に今後も努めるべきではないか、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ 法曹有資格者が、その法的素養を活用して、国の機関や地方自治体、企業など、社会の様々な分野で活躍することは、法曹という職業がより魅力的なものとなって、より多くの有為な人材が法曹を目指すことにもつながるもの。
- ・ その意味で、このための取組が法曹志望者数を回復させるという観点からも重要であると認識。

〔これまでの取組〕

- ・ 一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定においても、法務省は、引き続き、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備することとされたところ。

これまでも、法務省は、文部科学省とともに、最高裁判所、日本弁護士連合会の参集を得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催しており、昨年3月及び10月には、「法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組の状況」を主たる議題として取り上げ、この課題に関係の深い関係機関・団



体（注）にも出席いただいた上，取組状況に関する有益な情報の共有や，今後の取組に向けた意見交換がされたところ。

（注）法曹三者と文科省以外に，内閣官房内閣人事局，人事院，外務省，消費者庁，全国知事会，全国市長会，全国町村会，日本経済団体連合会，経済同友会，経営法友会，日本組織内弁護士協会及び法科大学院協会の出席を得て，連絡協議会を開催。

〔今後の取組〕

- ・ 法務省としては，推進会議決定の内容を踏まえ，社会の様々な分野において，法曹有資格者の専門性を活用する流れが加速されるよう，関係機関の協力を得て，引き続き，必要な役割をしっかりと果たしてまいりたい。

（参考資料）

- 1 「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ〈概要〉」
- 2 「法曹養成制度改革の更なる推進について」（抜粋）

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ〈概要〉

これまでの取組とその成果を踏まえた、法曹有資格者の活動領域を引き続き拡大していくための具体的な取組の在り方

国・自治体・福祉等

〈取組及び成果の例〉

日弁連や各地の弁護士会：

- ◆自治体との連携構築（自治体等連携センターによる実情調査や、各地の弁護士会による自治体行政支援のリストの提供等）
- ◆福祉に関する電話相談や出張相談等の実施（ひまわりあんしん事業。弁護士会によっては、数千件の相談実績。）
- ◆各種研修等の実施

法務省：

- ◆司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大（最高裁と連携）
- ◆総合法律支援法の一部改正法案を国会に提出

※ 自治体で勤務する法曹有資格者は、62名（平成25年10月）から、87名（平成27年3月）に増加。

〈取組を踏まえた課題〉

自治体：外部の弁護士との役割の違いや、政策法務等の新しい分野における有用性が浸透していない。

福祉：自発的な取組が中心で、自治体等に継続的な施策又は事業とすべきと認識されていない。

国：専門性ある業務に対応できる人材の養成・確保が必要。

企業

〈取組及び成果の例〉

日弁連や各地の弁護士会：

- ◆「ひまわり求人求職ナビ」の運用改善（月ごとの平均申請件数が増加。）
- ◆企業向け情報提供会の実施（経済団体等と協力）
- ◆司法修習予定者向けの企業への就職活動ガイダンス、就職合同説明会等の実施（採用につながった例も）

法務省：

- ◆司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大（最高裁と連携）

※ この間、企業内弁護士数は、平成26年6月現在で619社1179名。前年同時期から200名以上増加。

〈取組を踏まえた課題〉

- ◆採用企業は、大都市の大企業が中心。企業規模的、地域的に採用を広げていく余地あり。
- ◆法的専門性を活用し、法務分野だけでなく経営戦略の構築等に関与できれば、活躍の場は更に広がる。

海外展開

〈取組及び成果の例〉

日弁連：

- ◆日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の実施（100件以上の利用実績。）

法務省：

- ◆東南アジア諸国に弁護士を派遣。進出した日本企業の法的ニーズ等の調査を開始

外務省：

- ◆日本企業支援等を担当するため、在外公館における日本企業への助言等の業務を日本の弁護士に委託する取組を今年度から開始予定

〈取組を踏まえた課題〉

- ◆多くの中小企業は、海外展開の際の法的リスク等に関する情報や、国際分野への対応能力のある日本の弁護士へのアクセス方法に関する知見に乏しい。
- ◆国際法に関する法的知見等の素養等を身に付ける機会の確保が必要。

今後継続して取り組むべき施策の例

法務省：

- ◆関係機関等の協力を得て、法曹有資格者の有用性に関する情報共有に必要な連絡協議等の環境を整備。

日弁連：

- ◆自治体等の協力を得て、弁護士の有用性や具体的な活用実績を、セミナーやシンポジウム等を通じ、自治体や福祉機関等との間で共有。

※ 各地の弁護士会においても、自治体等への個別的な働き掛けを期待。自治体や福祉機関においても、法曹有資格者を活用する方策の検討・実施を期待。

法務省：

- ◆日弁連や経済団体等と協力し、必要な連絡協議等の環境を整備。

日弁連：

- ◆経済団体等と協力し、企業内弁護士を活用することの有用性等を企業との間で共有する取組を進める

※ 各地の弁護士会においても同様の取組を進めることを期待。

法務省：

- ◆日本企業等が海外で直面する法的問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行う。

※内閣官房に設置された「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」を活用

日弁連：

- ◆関係機関と相互協力し、中小企業等の海外展開のために有益な情報を集積・整理した上で、企業等に情報提供。
- ◆国際的な分野に対応能力のある弁護士へのアクセス改善を図る。

法科大学院：

これらの分野において活躍できる専門性の涵養のため、実践的なプログラムの設置等の取組の充実が期待される。（日弁連等も、専門性涵養のための取組を行う。）

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2～第5 (略)

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

平成29年4月18日（火）
佐々木 さやか 議員（公明）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

4問 今回の改正で、修習の停止及び戒告の制度を設けた理由について、法務当局に問う。

〔制度創設の理由〕

- ・ 今般の修習給付金制度の創設に伴い、司法修習については、一層確実な履行を担保することが求められると考えられる。
- ・ こうした観点から考えると、司法修習生の懲戒的措置については、現在、「罷免」以外の措置は認められておらず、「罷免」することが適当とまではいい難い非行があった場合には懲戒的措置を課すことができず、司法研修所長ら（注）が注意や指導をするにとどまっており、実効的かつ柔軟に規律確保を行うための方策を講じることが相当と考えられた。
- ・ そこで、司法修習生に対する懲戒的措置について、「罷免」に加え「修習の停止」及び「戒告」の処分を設けることとしたものである。

（注）そのほか、配属庁会の長等がある。

（参考）

- ・ 「修習の停止」とは、司法修習生の身分は保有するが、最高裁判所が定める一定期間修習をさせない処分をいう。修習停止期間中は、修習給付金は支給しないことを予定。
- ・ 「戒告」とは、司法修習生の責任を確認し、及びその将来を戒める処分をいう。

平成29年4月18日（火）
佐々木 さやか 議員（公明）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

5問 改正後の裁判所法第68条第1項で、心身の故障等を罷免事由として明記した理由について、法務当局に問う。

〔結論〕

- ・ 現行裁判所法第68条は、文言上、司法修習生の罷免事由について、修習態度の不良等による懲戒的措置である場合と、それ以外の病気、成績不良等による場合とを区別して規定しておらず、この点は最高裁判所規則において規定されているところ。
- ・ 本法案において、司法修習生に対する実効的かつ柔軟な規律の確保を図るため、罷免以外の戒告等の懲戒的措置に関する規定を新たに設けたところ。

これに伴い、罷免事由についても、規定の明確化を図るため、現行裁判所法第68条を改正し、第1項において、（委員御指摘の）病気等による心身の故障等を理由とする罷免を、第2項において、修習の態度の不良等を理由とする懲戒的措置としての罷免等を規定することとしたもの。

（参照条文）

○ 現行裁判所法（昭和22年法律第59号）

第六十八条（罷免） 最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

○ 改正裁判所法案

第六十八条（罷免等） 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

② 最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができる。

○ 司法修習生に関する規則（最高裁判所規則第15号）

第十七条 司法修習生で次の各号のいずれかに該当する者は、これを罷免する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ない者

第十八条 最高裁判所は、司法修習生に次に掲げる事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

- 一 品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他の理由により修習を継続することが不相当であるとき
- 二 病気、成績不良その他の理由により修習を継続することが困難であるとき
- 三 本人から願出があったとき

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
4月18日(火) 参・法務委

司法法制部 作成
佐々木 さやか議員(公明)

6問 修習給付金を受け取って法曹となった者の社会貢献活動の在り方についてどのように考えるか、法務大臣の見解を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 今後も引き続き、修習の成果の社会還元を推進するための手当てについて、日本弁護士連合会と協議してまいりたい。

〔前提〕

- ・ 司法修習を終えた者が、法曹として修習の成果を社会に還元することを通じて社会に貢献していくことは重要であり、修習給付金制度の創設に伴い、その重要性はより一層高まっていくものと考えられる。
- ・ 現に、法務省は、昨年12月、最高裁判所及び日本弁護士連合会との間で、修習給付金制度の創設に伴い「司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行う」ことを確認したところ。

〔検討状況〕

- ・ 「修習の成果の社会還元を推進するための手当て」としては（公務に従事することになる裁判官及び検察官以外の弁護士について問題となるが）、日本弁護士連合会が新たに定めるモデルプラン等において、新たな経済的支援を受けて司法修習を終えた弁護士につき、
 - 経済的・社会的弱者に対する各種の法的支援

○ 司法過疎地域への法的サービス等

に従事することを推進する方策を講じることが予定されているものと承知。

〔所見〕

- ・ 今後も引き続き、司法修習を終えた者の社会貢献につながる修習成果の社会還元を推進するための手当てについて、日本弁護士連合会と協議してまいりたい。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】